

これからの まちづくりの担い手を応援します

美波町では、地域づくり推進条例のもと、自治組織や地域住民が中心となって組織する団体などの地域づくり活動を支援する事業を行っています。

昨年度からは、「美波町人材育成事業補助金事業」を始めました。これは、町民や町民の利益につながる活動を行う個人・団体を応援する事業で、まだ団体として組織されていないけれど、「何か始めてみよう」というグループの皆さんの活動を支援し、まちづくりへの参加のきっかけを得てもらうための事業です。事業の実施を通して、活動をしていくためのネットワークづくりを行ったり、町民の皆さんに身近な課題を提案し、解決策を探る研修会を開催するなど、魅力あるまちづくりを推進することを目的としています。

美波町の活性化に貢献する人材育成のための「研修・視察」事業への補助、地域活性化を図るためのグループを結成する組織づくり事業への補助で、対象となるのは、次の条件を満たす個人・団体です。

▼補助対象者

- 個人…美波町に1年以上在住し、今後も引き続き居住する15歳以上の人
- 団体…個人メンバーが5人以上で、町内に活動拠点を置く団体
- 共通…政治、宗教活動および営利を目的としないこと



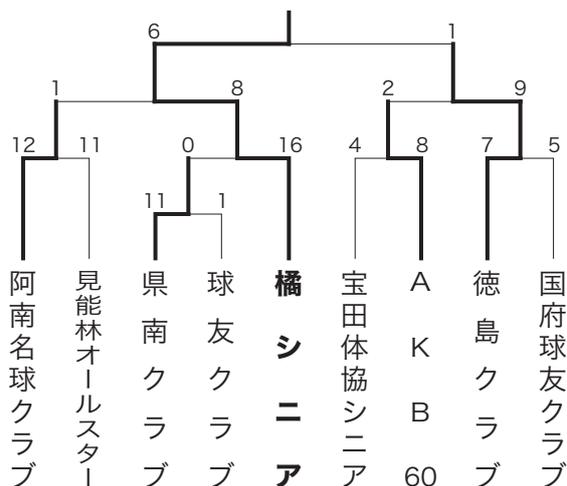
▼補助内容

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助額
個人	人材育成のための研修参加事業	受講料又は参加費 宿泊費 交通費	補助対象経費の2分の1以内 限度額5万円
	人材育成のための視察研修事業	視察研修等のための経費	補助対象経費の2分の1以内 限度額5万円 (同一事業で5人以上の場合は団体扱い)
団体	人材育成のための研修主催事業	講師謝礼金 講師旅費及び宿泊料 会場使用料	補助対象経費の2分の1以内 限度額1事業当たり10万円
	人材育成のための視察研修事業	視察研修等のための経費	補助対象経費の2分の1以内 限度額1団体当たり30万円
	活力あるまちづくりのための組織づくり事業(地域活性化を図るためのグループを結成するもの)	組織づくりに必要と認められる経費	補助対象経費の2分の1以内 1組織当たり10万円

詳しい内容は、総務企画課(☎0884-77-3611)までお問い合わせください。

■ 第8回 うみがめ還暦野球大会 (8月20日(日)・27日(日)、日和佐町民グラウンド)

優勝 橘シニア 準優勝 徳島クラブ



優勝した橘シニア



準優勝した徳島クラブ